

非常災害・緊急時対応マニュアル

株式会社ひだまり

つくのの家

目次

1. 目的
2. 基本的な考え方
3. 普段の取組み
4. 危機を事前に防ぐための利用の中止
5. 緊急連絡先等の整備
6. 緊急時の対応
7. 火災時における予防と対応
8. 地震発生時における予防と対応
9. 風水雪害における予防と対応
10. 怪我における予防と対応
11. 病気における予防と対応
12. 不審者における予防と対応
13. 事故における予防と対応
14. 行方不明者が出た時の対応
15. 送迎中および外出時の交通事故対応

1. 目的

ひだまりつくの家の利用児童が安心・安全に過ごすことができるように日々の安全に関する取り組みや、事故を未然に防ぐ取り組みと共に、万が一事故が発生した場合や自然災害等の危機に対する具体的な対応を示すものです。事故・危機に対してはマニュアルに基づき、迅速かつ的確に対応し、利用児童および職員の安全の確保に努めるようにします。

2. 基本的な考え方

ひだまりつくの家は、利用児童及び保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用児童の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、ひだまりつくの家の理念や放課後等デイサービスガイドラインに沿ったサービスを提供できるよう努力が必要です。その前提として、あらかじめ起こりうる事故や自然災害を予想し、日頃から備えることが重要であり、万が一事故や自然災害が発生した場合においても、利用児童の生命や身体に重大な影響が生じないよう被害を最小限に抑えることが使命です。事故や自然災害が発生した場合だけでなく、発生しそうになった場合（ヒヤリハット）について、その事実関係を把握し、その後の再発防止に努めることが大切です。また、職員と利用児童との関係性が十分に築けており、利用児童の特徴に合わせた支援を行うことで、事故やトラブル発生リスクを減らすことができます。

3. 普段の取り組み

ひだまりつくの家では、普段から以下の事柄について定期的に確認・点検を実施します。

- ① 普段から安全対策に取り組み、環境整備や避難グッズ等を確認・点検しておくようにします。年4回安全確認を行います。
- ② 定期的に避難訓練を行い、利用児童・職員が非常時の対応を確認します。
- ③ 緊急時に備え、非常用の持ち出しリュック(防災用リュック)を用意し、緊急時の医療機関や連絡先がわかるようにしておきます。

4. 危機を事前に防ぐための利用の中止

警戒宣言が行政または報道等により発令された場合、その状況に応じ利用を中止していただく場合があります。具体的には以下のようなことが想定されます。

- ① 地震・風水害・雪害・台風など、あらかじめ来ることが分かっている場合、その規模や状況に合わせて利用を中止させていただく場合があります。
- ② 新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等に感染している利用児童、および新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等で学級閉鎖されている学級に所属している利用児童については、利用をお断りする場合があります。また、職員が感染症に罹患した場合も同様の対応をとる場合があります。兄弟、家族等が感染し、室内など隔離できない状況の利用児童には、自粛していただくように促し、利用をお断りする場合があります。

5. 緊急連絡先等の整備

(1) 緊急連絡先一覧の作成

- ・緊急時に備えて素早く対応ができるよう、利用児童の家族、かかりつけ医療機関、通学先、放課後等デイサービスを含む他事業所等を把握しておきます。

(2) 医療情報の記録

- ・緊急時の搬送先がかかりつけの医療機関とは限らないため、やむを得ず搬送先に同向した場合には、できる限り対応している担当医に対して、現在保有している利用児童の正確な医療情報を伝える必要があります。そのために、以下の情報を整理しておきます。
 1. 過去の疾患及び現在治療中の疾患
 2. 服用している医薬品名等
 3. アレルギー情報等

6. 緊急時の対応

(1) 緊急連絡

- ① 状態に応じてかかりつけの医療機関に連絡します。
- ② 保護者に連絡します。
- ③ 管理者、児童発達支援管理責任者に連絡し、対応を協議します。
- ④ 119 番通報
 - ・救急車が迅速に到着できるように、事前に目標となる建造物等の案内方法を想定しておきます。
- ⑤ 利用児童の状態をできる限り正確に伝えます。状態は記録する。
 - ・意識（意識がない、反応がない、ろれつが回らない等）
 - ・呼吸（呼吸がない、呼吸が速い、遅い、弱い等）
 - ・脈拍（脈拍がない、脈拍が速い、遅い、弱い等）
 - ・体温（高い、低い）
 - ・吐血、下血・色、量、回数等

(2) 応急処置

状況に応じて可能であれば、次の一般的な処置を行います。

- ・口腔内の異物等の確認及び除去
- ・気道の確保
- ・心臓マッサージ
- ・止血
- ・状況に応じて AED 対応（ファミリーマート鶴見三ツ池店）

(3) 救急車の誘導と到着後の対応

- ・道路に出て救急車を誘導します。
- ・利用状況、利用児童の状態を落ち着いて説明します。
- ・状況を詳しい者が救急車に同乗します。

7. 火災時における予防と対応

(1) 日常の取組み

- ① 室内の安全管理に努めます。
- ② 事業所建物内の火災放置機の場所の確認、消火器の点検を行うとともに、消火器的使用方法について職員が熟知しておきます。
- ③ 事業所内では原則火気の使用は禁止します。万が一使用する場合は使用許可を管理者に提出し、周辺に燃えやすいものを置かないようにし、あらかじめ水や消火器を近くに用意するなど、利用児童の実態も踏まえつつ火災が起らないよう最大限に配慮します。

(2) 緊急時の取組み

① 火災が発生した場合

- ・利用児童を火災の場から速やかに離します。
- ・消防署へ火災発生 of 通報を行います。
- ・消火器、水などで初期消火を行います。
- ・防災マニュアルに沿った行動をとります。

② 避難

- ・火災が収まった場合は利用児童は安全な場所で待機し、保護者と連絡を取り帰宅させます。利用児童の帰宅後、職員は後片付けや消防への対応を行います。
- ・火災が収まらない場合は、利用児童を安全な場所に避難させ、保護者と連絡を取り帰宅させます。管理者は、施設の状況を把握するためその場に残ります。利用児童の帰宅後、一度施設へ戻り次の対応をとります。
(管理者不在時は、児童発達支援管理責任者)

(3) 事後の処理

- ① 消防署への対応を行います。
- ② 火災の報告（鶴見区）をします。
- ③ なぜ火災が起こったのか、検証と防止策の検討を行います。
- ④ 利用児童の保護者に報告をします。

8. 地震発生時における予防と対応

(1) 日常の取り組み

- ① 棚や備品等、倒れるものがないかを確認し、壁に止める。耐震用ストッパーや突っ張り棒などの安全対策を行います。
- ② 緊急時の災害グッズを用意しておきます。
- ③ 避難口までの動線を確保しておきます。

(2) 緊急時の取り組み

- ① 地震が発生した場合
 - ・携帯電話の緊急地震速報等が鳴った場合、揺れが起こった場合は、利用児童をテーブルの下に潜らせます。潜れない利用児童については、マットや座布団などで頭部を保護します。
- ② 一時避難
 - ・揺れが収まった場合は、利用児童および職員の怪我等の状況を把握します。状況を把握したら速やかに一時避難場所へ移動します。
- ③ 二次避難
 - ・怪我人がいる場合は、その場からすぐに車で病院へ搬送します。
 - ・安全確認が終わったら、保護者と連絡を取り帰宅させます。
 - ・利用児童の帰宅後、一度施設へ戻り、次の対応を行います。

(3) 事後の処理

- ① 災害の報告（鶴見区）をします。
- ② 怪我の原因は何か、検証と防止策の検討を行います。
- ③ 利用児童の保護者に報告をします。

9. 風水雪害における予防と対応

(1) 日常の取り組み

- ① 天気予報、大雨、台風情報等の把握に努めます。
- ② ハザードマップ、避難経路等を事前に把握しておきます。
- ③ 災害グッズ、救急セット、非常食、非常電灯などの用意をしておきます。

(2) 緊急時の取り組み

① 避難準備情報が出た場合

- ・ 利用児童の帰宅準備を行い、速やかに安全な場所へ避難します。
- ・ 非常用の持ち出しリュックを用意し持っています。
- ・ 保護者と連絡を取り帰宅させます。道路状況が厳しい場合には、風水雪害が収まるまでその場で待機します。
- ・ 風水雪害が収まり、安全が確保された時点で利用児童を帰宅させ、職員も帰宅します。

② 避難情報が出た場合

- ・ 周辺の状況を把握し、避難をするかその場に残るかを判断します。
- ・ 避難できる状況であれば、一時避難場所へ移動します。
- ・ 可能であれば、保護者へ状況説明の連絡をします。
- ・ 状況に応じて消防署へ救助の依頼をします。
- ・ 風水雪害が収まり、道路状況等の安全確保ができれば、利用児童を帰宅させ、職員も帰宅します。

(3) 事後の処理

- ① 消防署への対応を行います。
- ② 事後の報告（鶴見区）をします。
- ③ 避難に関する反省と防止策の検討をします。
- ④ 利用児童の保護者に報告をします。

10. 怪我における予防と対応

(1) 日常の取り組み

- ① 室内安全管理に努めます。
- ② ハサミ・カッターなどの刃物、棒などの長いものは、管理する場所を決めておくとともに、すぐに子供が手に取れる場所には置かない。
- ③ ナイフやハサミなどを使用しているときは、職員は目を離さずに見守るようにします。
- ④ 物を投げる危険のある利用児童の近くに危険な物を置かないようにします。
- ⑤ パニックや不安定な状況の利用児童は目を離さず、危険をあらかじめ察知できるようにします。

(2) 緊急時の取り組み

- ① 事故が発生した場合
 - ・当事者間を場から離し、一括管理します。
 - ・加害児童がいる場合は、加害児童にも職員が付き、別室にて落ち着かせます。
- ② 怪我の手当て
 - ・怪我の状況を把握し、緊急の対応をし、保護者と連絡を取ります。怪我の状況に応じて、すぐに協力医療機関へ連絡し、保護者には医療機関に来てもらうように連絡をします。
 - ・他の利用児童も状況に応じては保護者に連絡を取り、帰宅させます。
 - ・加害児童がいる場合には、その保護者にも連絡を取り、説明をします。

(3) 事後の処理

- ① 事故の報告（鶴見区）をします。
- ② ひだまりつくのの家に加入している保険会社へ連絡をします。
- ③ なぜ事故が起こったのか、検証と防止策の検討をします。
- ④ 利用児童の保護者に報告をします。

11. 病気における予防と対応

(1) 日常の取り組み

- ① 利用児童職員の衛生管理に努めます。
 - ・到着後、外出後、おやつ、昼食の前などには必ず手洗いをします。手洗いの難しい利用児童は、アルコールティッシュなどで手を拭きます。手洗い後は、ペーパータオルや持参のハンカチなどを用いて感染を予防します。
 - ・毎日、利用児童の帰宅後、清掃マニュアルに沿って施設内を消毒します。
 - ・感染症対策グッズを常に用意し、嘔吐や飛沫に対して迅速な対応ができるようにします。
 - ・利用児童の汗の始末、衣服の調整についても配慮します。
 - ・連絡帳や学校からの連絡等を参考に、体調不良を把握するようにします。

(2) 緊急時の取り組み

- ① 病気にかかった時
 - ・体調の悪い利用児童を周辺の利用児童から離し、状況を把握し、対応できる処置をします。（服薬は原則しない）活動の様子、顔色、熱の有無などからも判断し、保護者には連絡します。状態が良くないときは、職員が付いて病院へ行き、保護者に連絡し、病院へ来てもらいます。
 - ・新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染が心配される病気については、他の利用児童の保護者にも報告をします。
- ② 心臓発作、てんかんなどの重篤な病気の場合
 - ・様子を観察しながら、救急車への連絡と同時に保護者にも連絡します。
 - ・時系列で記録を取り、症状を把握します。
 - ・他の利用児童を一括管理し、人手が足りない場合には帰宅してもらうように保護者に連絡を取ります。

(3) 事後の処理

- ① 事故の報告（鶴見区）をします。
- ② ひだまりつくのの家に加入している保険会社へ連絡をします。
- ③ ひだまりつくのの家の対応を検討をします。
- ④ 利用児童の保護者に報告をします。

12. 不審者における予防と対応

(1) 日常の取り組み

- ① 普段より地域住民との連携を深め、近所の人と全く知らない人との判別ができるように努めます。
- ② 玄関ドアはすぐ開けずに、必ず相手を確認します。
- ③ 不審者に対して近づかないよう利用児童には説明します。

(2) 緊急時の取り組み

- ① 不審者らしき者が現れた場合
 - ・玄関の鍵は開けず施設内に入れないようにし、窓ガラスも含め全て施錠をします。その間に玄関から遠い場所に利用児童を集めます。
 - ・直ちに警察に通報します。
 - ・不審者が入室した場合は、入室したドアと別のドアから戸外へ出ます。
 - ・車で移動ができると判断した場合は、車で逃げます。
 - ・難しい時は、できるだけ近所へ分散し逃げ込むようにします。
 - ・安全が確保された状態で保護者に連絡し帰宅させます。
- ② 怪我の手当て
 - ・不審者の暴行によって怪我をした場合は、怪我の状況を把握し緊急対応し保護者に連絡をとります。怪我の状況に応じて病院へ行き、保護者に連絡し病院に来てもらいます。

(3) 事後の処理

- ① 事後の報告（鶴見区）をします。
- ② ひだまりつくの家にて加入している保険会社へ連絡します。
- ③ 避難の問題点、検証と防止策の検討をします。
- ④ 利用児童の保護者に報告をします。

13. 事故における予防と対応

(1) 安全な環境を確保するための配慮点

安全な環境を確保するため、利用児童の年齢（発達とそれに伴う危険）と場所（座学用テーブル、トイレ、訓練室）と活動内容（遊具や活動に伴う危険）に留意し、事故の発生防止に取り組みます。特に以下の1から4の場面については、重大事故が発生しやすいため、注意点を踏まえて対応します。

① 室内遊び、公園遊び

- ・自由時間などを利用した訓練室での遊び、公園での遊びは、監視体制に空白が生じないように職員同士が連携し、役割分担を明確にします。
- ・事故を未然に防止するため、職員に対して利用児童の遊戯室での遊びの監視を行う際に、見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて、事前教育を十分に行います。
- ・監視者は監視に専念し、決められた場所をくまなく監視し、動かない児童や不自然な動きをしている児童がいないか常に確認します。
- ・十分な監視体制の確保ができない場合は、遊び自体の中止も選択肢とします。
- ・時間的余裕を持って活動を行います。
- ・職員に対し心肺蘇生法をはじめとした応急手当とAEDの教育の場を設け、緊急時の体制を整理し、共有しておくとともに、緊急時にこれらの知識や技術を活用することができるように、日常生活において実践的な練習を行います。

② 誤嚥（おやつ・食事）

- ・利用児童の食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）および当日の健康状態について保護者や学校から得た情報を共有する。
- ・おやつまたは食事中に誤嚥が発生した場合、迅速な気づきと観察、救急対応が不可欠であることに留意します。
- ・利用児童の年齢・月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事支援に努める。
- ・落ち着いて食べることができるよう、意欲にあったタイミングで支援を行います。
- ・口に合った量を支援します（口に詰め込みすぎないこと）。
- ・食べ物を飲み込んだことの確認を行います。
- ・水分を適切なタイミングで飲むことを支援します。
- ・食事中的覚醒（眠くなっていないか）に注意します。
- ・正しく座っているか注意します。

③ 誤嚥（玩具・小物等）

- ・口に入れると咽頭部や気管が詰まるなど、窒息の可能性のある大きさ・形状の玩具や物については、誤嚥の可能性を念頭におき、職員は利用児童から目を離さないようにします。
- ・誤嚥につながるものを身につけている場合は、これらの扱いについては保護者への相談し、状況に応じて対策を講じます。

④ 食物アレルギー

- ・契約の際に保護者に確認を行い、職員間で情報の共有を行います。
- 療育内容によって食事を行う場合は、事前に保護者に確認した上で活動にあたります。

（２）事故の発生防止に関する留意点と点検等の実施

① 事故の発生防止の活動

- ・利用児童の特性を十分に理解した上で、事故の発生防止にかかる行動の確認や、事故に発展する可能性のある問題点を把握し、事故の発生防止に取り組みます。

② 事故発生防止に向けた環境づくり

- ・職員間のコミュニケーション・情報共有、苦情（意見・要望）解決への取り組み、安全教育を行います。

③ 日常的な点検

- ・あらかじめ安全点検簿をもとに定期的に点検を行い、その結果に基づいて問題のある箇所の改善を行い、結果を職員に周知して情報の共有化を図ります。

④ 療育中の安全管理

- ・環境調整が不可欠であることから、随時環境整備に取り組みます。

⑤ 重大事故の発生防止・予防のための組織的な取り組み

- ・事故が発生するリスクがあった場合に、ヒヤリハット報告書を作成し、管理者、児童発達支援管理責任者に報告の上、全職員で情報の共有をします。
- ・ヒヤリハット情報報告書から、事故が発生するリスクに対しての要因分析を行い、事故防止対策を講じます。
- ・管理者は、事故防止対策について職員に周知し、職員は事故防止対策を踏まえて療育にあたります。

（３）職員の資質の向上

- ①利用児童の安全確保に関する研修に参加することを基本とするとともに、職員は緊急対応（AED、蘇生法等）の実技講習、事故発生時の対処方法を身につける実践的な研修を通じて、資質の向上に努めます。
- ②職員の研修では、事故の生じやすい場所等を共有することで、事故への意識、危険に対する予知能力の向上を図ります。

（４）緊急事態用体制の確認

緊急時の対応体制として、緊急時の役割を決めておき、緊急事態が発生した際には迅速に対応できるようにします

（５）保護者や地域住民等関係機関との連携

事故発生時の協力体制や連絡体制を整えるとともに、関係づくりの必要性について日頃から確認しておきます。

（６）利用児童や保護者への安全について

- ① 事前の行動確認
 - ・利用児童の発達や能力に応じた方法で、利用児童自身が安全や危機を認識すること、事故発生時の約束事や行動の仕方について理解できるよう努めます。
- ② 家庭での習慣。家庭における保護者の行動や教育により、利用児童が安全な生活習慣を身につけることができるよう、保護者と連携を図ります。

（７）設備等の安全確保に関するチェックリスト（安全点検表）

- ① 施設内の設備において、安全点検表を作成して定期的にチェックします。
- ② 結果に基づいて問題のある箇所の改善を行い、また、職員全体に周知して情報の共有を図ります。

（８）事故防止のための体制設備

事故の発生防止は組織で対応することが重要であり、管理者（児童発達支援管理責任者）のもと、組織的に体制を整備します。

（９）事故発生予防のための情報収集

- ① 利用者の疾患等
 - ・契約時に保護者に配布する「利用者個人カード」で、過去の疾患、現在治療中の疾患、アレルギー等の情報を収集します。

- ・ サービス提供の前に、健康状態を目視及び聞き取りによりチェックし、また引き渡しの際に家庭及び学校での様子を確認します。
- ・ 送迎時の申し送り、モニタリング等で保護者とコミュニケーションを取り、状態の把握に努めます。
- ・ 利用児童や保護者との信頼関係を強化し、情報の発信が出しやすい関係を築きます。
- ・ 顔色や熱感等の観察し、様子の変化に気づけるよう努めます。

1 4. 行方不明者が出た時の対応

- ① 事業所に連絡・報告し、必要に応じて応援を依頼します。
- ② 20 分程度搜索して見つからない場合は、110 番通報および保護者等へ連絡します。
- ③ 警察が駆け付けた場合は、聞き取りに対応します。

1 5. 送迎中および外出時の交通事故対応

運転手・添乗者

- ① 車を安全な場所に止め、傷病者の有無を確認する
- ② 119 番通報および 110 番通報する
- ③ 事業所に連絡・報告し、応援を要請する
- ④ 救急隊への傷病者についての報告を行う
- ⑤ 警察の聞き取りに対応する

応援職員（責任者）

- ① 傷病者以外の利用者を別の車に乗せ換える
- ② 乗車した利用者の様子に配慮して送迎する

その他の職員

- ① 保護者等へ連絡する
- ② 必要に応じて病院等に同行する